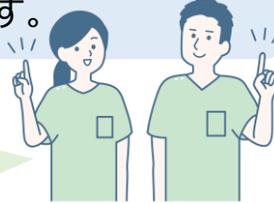


専門研修を修了した医師が高度な技能の修得のために
 やむを得ず長時間労働が必要な場合、
 (時間外・休日労働時間の上限 1860時間)
 審査を受けた上で、**C-2水準**を適用することができます。



都道府県から特定労務管理対象機関 (C-2水準) の指定を受けるには、
 医師労働時間短縮計画の作成、医療機関勤務環境評価センターの受審
 に加えて**C-2水準関連審査の受審**が必要です。



**C-2水準関連審査は、
 ウェブサイト「C2審査・申請ナビ」で申請、受審**できます。

受審の流れ

Step1

- 医師アカウント、医療機関アカウントを作成

※アカウント発行には3営業日ほど要します。



アカウント作成

Step2

- 医師 →申請する個人毎に「技能研修計画」を作成
- 医療機関 →申請する診療科毎に「医療機関申請書」を作成

※ウェブサイトのマイページにログインすると、
 申請書類を作成することができます。



医師ログイン



医療機関ログイン

Step3

- 「技能研修計画」及び「医療機関申請書」を提出

※申請期間はウェブサイト上に明示しています。

※ウェブサイトのマイページにて提出及び添付資料のアップロードができます。

※技能研修計画の提出には医療機関による確認が必要です。

Step4

- 審査結果を受領

※審査結果は申請締切日より3ヶ月以内に通知します。

医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

医師の働き方改革推進制度におけるC2水準関連審査について
 ご案内するページです。
 C-2水準に関する様々な情報を掲載しています。
 また、C-2水準の活用を支援する動画のほか、C-2水準活用事例の
 紹介や申請する医療機関の紹介など、C-2水準関連審査の
 申請をオンラインで行うことができます。



申請書類の作成及び申請機能以外にも、

- 医師の働き方改革の制度解説
- 申請方法に関する解説動画
- 技能研修計画、医療機関申請書の記載例
- よくあるご質問
- お問い合わせ・ご相談機能 等

C-2水準に関する様々な情報を掲載しています。